山形地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

山形労働局一般公示第 19 号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、山形地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「山形地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年4月9日

山形労働局長 島田博和 印

記

山形地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、山形労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和7年4月23日(水)

(3) 推薦書の提出先

山形労働局労働基準部賃金室(山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階)

(推	[原団体]
	所在地
	団体名
	代表者職氏名

山形地方最低賃金審議会{労働者代表/使用者代表}委員の候補者として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職(所属企業・団体の名称、役職名)	備考

内 諾 書

山形労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、山形地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。